

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（通所リハビリ・介護予防通所リハビリ）

※事業所の移転や加算や再開に係る届出に伴い、他に変更事項がある場合は、当該変更にかかる届出も提出して下さい。

△印は、変更がある場合にのみ必要な書類  
●印は、加算を取る場合に必要な書類（加算取り下げの場合は不要）

★1) 変更届のご提出前に事前相談が必要です。

単位の追加の場合、指定に係る記載事項（付表7）の添付も必要です。  
※複数開設者（例：子孫区から北区へなど）の場合や、同一事業所

のう、向こう移籍（例、十幡地区からわざわざ駆け込んじ）の場合は、同一事業者同士で複数リースを実施している一部のリースへの引き継ぎを区内移転する場合は、事業者が自己が変更になります。

運営規程の従業員の員数について、「〇人以上」のように記載をしており、そこから変更がない場合は、届け出る必要

★3) 利用者減に対応するための経営改善に時間があるするその他の特別の事情により、1回の延長が認められます。  
「延長付帯書第1号」しかるべき「延長付帯書第1号」に添付する等の場合は（並び同様）は、「企画給付費算定に係る付帯等に關する旨出書」と「企画給付費算定に係る付帯等同一監査」のみ提出

「入浴付助算Ⅰ」から「入浴付助算Ⅱ」に変更する寺の場合（逆も同様）は、「「護祐付費算定に係る14点

休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。なお、休止届の休止期間は、最長6ヶ月です。

注 1) 代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。

注2) 使用(開設)許可証等の変更を伴わない場合  
注3) 実是滅の場合は適用する必要はないません。

注3) 定員減の場合は添付する必要はある  
注4) 兼務関係の変更も届出が必要である

注5) 住所及び氏名(婚姻等による)の変更の場合は、添付する必要はありません。

注⑥ 延長サービスに從事する職員の分から「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」を添付してください。

注7) 精神科医師もしくは神経内科医師をもって要件を満たす場合は、添付不要です。  
注8) 中重度者ケア体制加算に係る届出書及びリーフ提供体制強化加算に関する届出

注 9) 介護職員待遇改善加算等を算定していた事業所は、NAGOYA からネット上の「介護職員待遇改善実績報告について」をご確認の上、実績報告書等を併せて提出して下さい。

注10) NAGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。医療法人指定の事業所は、業務管理体制の対象外です。

（参考例4-6）は、本市が必要と認める場合に添付してください。（様式は必要な部都配布します。）

※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。